

納付金単価算定根拠資料届出書

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 (〒)

(ふりがな)

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

事業者番号

(電力広域的運営推進機関から発行された事業者コード(頭4桁)を記入すること)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第32条第4項の規定により、次のとおり納付金単価算定根拠資料を届け出ます。

事業者種別

下記種別から選択し、該当する番号を記入すること。

1：一般送配電事業者、2：特定送配電事業者

届 出 内 容		備考
1. 特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量 (kWh) (注1)		
2. 特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの設備の区分等ごとの再生可能エネルギー電気の量 (kWh) (注2)		
①太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの (②を除く)		
②太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの (自家発電設備等を併設するものに限る。)		
③太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のもの		
④太陽光発電設備であつて、その出力が二		

千キロワット以上のもの		
⑤風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの		
⑥風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの（⑦及び⑧を除く）		
⑦洋上風力発電設備（⑧を除く）		
⑧施行規則第3条第8号イからハのいずれかに該当する風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの（注3）		
⑨水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの（⑩を除く）		
⑩特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの		
⑪水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（⑫を除く）		
⑫特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの		
⑬水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの（⑭を除く）		
⑭特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの		
⑮水力発電設備であって、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの（⑯を除く）		
⑯特定水力発電設備であって、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
⑰地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの（⑱及び⑳を除く）		

⑱地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの（⑳及び㉒を除く）		
㉑第一種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの		
㉒第一種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの		
㉓第二種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの		
㉔第二種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの		
㉕バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備		
㉖森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（㉓及び一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの		
㉗森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（㉓及び一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二千キロワット以上のもの		
㉘木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（㉓から㉕まで及び㉚並びに一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二万キロワット未満のもの		
㉙木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（㉓から㉕まで及び㉚並びに一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出		

力が二万キロワット以上のもの		
㉘建設資材廃棄物を電気に変換する設備（ ㉚及び一般廃棄物発電設備を除く。）		
㉙一般廃棄物発電設備又はバイオマスを電 気に変換する設備であって㉚から㉘まで 及び一般廃棄物発電設備以外のもの		
㉚旧特例太陽光発電設備であって特例太陽 光価格が48円のもの（注4）		
㉛旧特例太陽光発電設備であって特例太陽 光価格が42円のもの（注4）		
㉜旧特例太陽光発電設備であって特例太陽 光価格が40円のもの（注4）		
㉝旧特例太陽光発電設備であって特例太陽 光価格が39円のもの（注4）		
㉞旧特例太陽光発電設備であって特例太陽 光価格が34円のもの（注4）		
㉟旧特例太陽光発電設備であって特例太陽 光価格が32円のもの（注4）		
㊱旧特例太陽光発電設備であって特例太陽 光価格が24円のもの（注4）		
㊲旧特例太陽光発電設備であって特例太陽 光価格が20円のもの（注4）		
3. 前年度に費用負担調整機関から交付を受け た交付金の合計額（円）（注5）		

（注1）前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量とする。

（注2）前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの設備の区分等（表①～⑳）ごとの再生可能エネルギー電気の量とする。
なお、同じ再生可能エネルギーの設備の区分等であっても、導入年度により調達価格が分かれている場合、その調達価格毎に表を作成すること。

（注3）「施行規則」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）をいう。

（注4）「旧特例太陽光発電設備」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）附則第6条第2項に規定する特例太陽光発電に係る同条第1項の太陽光発電設備をいう。

（注5）前年度に当該電気事業者が費用負担調整機関から法第28条に基づき交付を受けた交付金の合計額とする。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。